11　締約国は、他の締約国が改正協定に基づく義務の履行を怠ったこと等の結果として、改正協定に基づき直接若しくは間接に自国に与えられた利益が無効にされ、若しくは侵害されており、又は改正協定の目的の達成が妨げられていると認める場合には、紛争解決に係る規則及び手続に関する了解に規定する手続を利用することができる。（第二〇条関係）

12　附属書は、次の四の附属書から成る。

附属書Ⅰ　政府調達に関する協定の適用範囲に係る交渉において同協定の締約国が附属書Ⅰについて最終的に提示した適用範囲

附属書Ⅱ　法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定、標準契約条項及び手続であって改正協定の適用を受ける政府調達に係るものを公表するために締約国が第六条の規定に従って用いる電子的媒体又は紙面

附属書Ⅲ　第七条、第九条7及び第一六条2の規定により必要とされる公示を行うために締約国が第六条の規定に従って用いる電子的媒体又は紙面

附属書Ⅳ　締約国が第一六条5の規定に従って調達に関する統計を公表するウェブサイト及び同条6の規定に従って落札に関する公示を行うウェブサイトのアドレス

このうち、附属書Ⅰは、各国について、中央政府の機関（付表1）、地方政府の機関（付表2）、その他の機関（付表3）、物品（付表4）、サービス（付表5）、建設サービス（付表6）及び一般的注釈（付表7）の七の表に分けられる。

改正協定の附属書Ⅰには、カナダ、欧州連合、日本国、アメリカ合衆国等一五か国・地域の適用範囲が収録されている。

附属書Ⅰ中、日本国の部分の概要は、次のとおりである。

㈠　付表1　中央政府の機関

(1)　基準額

一〇万特別引出権　物品
四五〇万特別引出権　建設サービス
四五万特別引出権　改正協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス
その他のサービス

一〇万特別引出権

(2)　機関の表

会計法（昭和二二年法律第三五号）の適用を受ける全ての機関

㈡　付表2　地方政府の機関

(1)　基準額

二〇万特別引出権　物品
一、五〇〇万特別引出権　建設サービス
一五〇万特別引出権　改正協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス
その他のサービス

二〇万特別引出権

(2)　機関の表

地方自治法（昭和二二年法律第六七号）の適用を受ける全ての都道府県及び指定都市

㈢　付表3　その他の機関

(1)　基準額

一三万特別引出権　物品
四五〇万特別引出権　A群に掲げる日本郵政公社を承継した機関が調達する建設サービス
一、五〇〇万特別引出権　A群に掲げるその他の全ての機関が調達する建設サービス
四五〇万特別引出権　B群に掲げる機関が調達する建設サービス
四五万特別引出権　改正協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス
一三万特別引出権　その他のサービス

(2)　機関の表

A群　独立行政法人農畜産業振興機構等六四の機関
B群　独立行政法人建築研究所等六一の機関

㈣　付表4では、改正協定が付表1から付表3までに掲げる機関が調達する全ての物品に適用されること等を定めている。

㈤　付表5では、改正協定が自動車の保守及び修理のサービス等のサービスについて適用される旨定めている。

㈥　付表6では、改正協定が一九九一年の暫定的な中央生産物分類第五一区分に掲げる全てのサービスについて適用される旨定めている。

㈦　付表7では、改正協定における一般的注釈について定めている。

――――◉――――